

この製品を使用される前に必ずお読み下さい

ユーザー(別途定義する本ライブラリを使用するお客様を示し、個人または法人の何れかを問いません。)は、株式会社NTTデータ(以下、「NTTデータ」といいます。)が配布するライブラリ製品(以下、「本ライブラリ」といいます。)を使用するにあたり、以下の使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)の内容に同意していただく必要があります(同意いただけない場合、ユーザーは、本ライブラリを使用することはできません。)。本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合に限り、本ライブラリのインストールを行ってください。

使用許諾契約書

(契約の成立)

第1条 ユーザーは、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このユーザーの同意をもって、本契約は成立するものとします。

(1) 本ライブラリの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD 型記録メディア、DVD 型記録メディア、その他の記録媒体(以下、「記録媒体」といいます。)へダウンロード、インストール等により一時的であるか否かを問わず複製したとき。

(2) 本ライブラリを使用したとき。

(使用許諾)

第2条 NTTデータはユーザーに、本ライブラリの日本国内における非独占的な使用を許諾します。

2 ユーザーは、本ライブラリを自らが使用する目的において本ライブラリをインストールしたコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(本ライブラリのインストールを含みます。)することができます。

3 本契約は、ユーザーによって複製されたライブラリについても、適用されるものとします。

(禁止事項)

第3条 ユーザーは、本ライブラリ及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信(送信可能化を含む)、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。

2 ユーザーは、本ライブラリを異なるコンピュータ間で共有したり、同時に使用することはできません。

3 ユーザーは、本ライブラリの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング(実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること)を行うことはできません。

4 ユーザーは、本ライブラリに表示された著作権表示を削除することはできません。

5 ユーザーは、NTTデータの書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ライブラリを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

(著作権)

第4条 本ライブラリの著作権及びその他一切の権利は、NTTデータあるいはNTTデータに権利を許諾する第三者に帰属します。

(機密保持)

第5条 ユーザーは、本契約により提供される本ライブラリ、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないもの(以下、「機密情報」といいます。)について、その機密を保持するものとし、NTTデータの承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

2 ユーザーは、機密情報が第三者に開示若しくは漏洩され、又はそのおそれがある場合には、遅滞なくNTTデータに通知するものとします。

(保証)

第6条 NTTデータは、ユーザー及び第三者に対し、本ライブラリの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、及び契約不適合責任も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

2 NTTデータは、本ライブラリが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求(ユーザーと第三者との間の紛争を理由に、ユーザーからなされる請求を含みます。)に関しても、NTTデータは一切の責任を負いません。

(契約の終了)

第7条 ユーザーは、本契約の期間中に本ライブラリ及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。

2 ユーザーが本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、ユーザーは、本ライブラリ及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。

3 ユーザーは、理由の如何を問わず、本ライブラリの終了についてNTTデータに対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。

4 本契約終了後も、第3条(禁止事項)第5項、第5条(機密保持)、第6条(保証)、第12条(管轄裁判所及び準拠法)の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第8条 NTTデータ及びユーザーは、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、合わせて

「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 NTTデータ及びユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 NTTデータ及びユーザーは、相手方又は相手方の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

(損害賠償)

第9条 ユーザーは、本契約に違反したことにより、NTTデータに損害を与えた場合には、NTTデータに対し、その一切の損害を賠償するものとします。

2 前項の損害には、NTTデータがユーザーに対し、本契約の履行を求めるのに必要な一切の費用(訴訟に要する一切の費用を含みます。)を含むものとします。

(輸出管理)

第10条 ユーザーは、本ライブラリ及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)上の非居住者に提供する場合(本ライブラリがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む)は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

2 ユーザーは、本ライブラリ及びそれに含まれる技術を武器や兵器の開発・製造に一切使用

してはならないものとします。

(仕様変更)

第11条 NTTデータは、本ライブラリの仕様を、事前にユーザーへ通知することなく変更する場合があります。

(管轄裁判所及び準拠法)

第12条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(契約の変更)

第13条 NTTデータは、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。

(1) 本契約の変更が、ユーザーの利益に適合する場合

(2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 NTTデータは、前項により本契約を変更する場合には、変更の2週間前までに、NTTデータのウェブサイトその他のNTTデータが適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。

(1) 本契約を変更する旨

(2) 本契約変更後の本契約の内容

(3) 変更後の本契約の効力発生日

3 ユーザーは、本契約の変更に同意しない場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第7条(契約の終了)第1項により、本契約を終了させるものとします。

附則

本規約は2020年4月1日から適用されます。

附則

本規約は2023年3月31日から適用されます。

附則

本規約は2023年7月1日から適用されます。